

平成27年(ワ)第8495号 損害賠償等請求事件

原告 出口 俊一

被告 左巻 健男

証 拠 説 明 書 5

平成28年1月18日

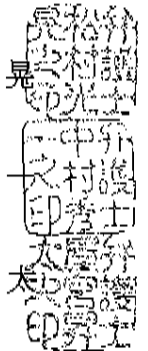
東京地方裁判所 民事第7部ほB係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 松 村 光

同 中 村 秀

同 屋 宮 昇



号証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 26	陳述書 原本	H28.1.12	原告	<p>原告は、昭和50年4月、産経新聞記者となり、平成14年4月には、産経新聞社から、独立行政法人経済産業研究所に出向し、大学発ベンチャー事業支援事業のデジタルニューディールプロジェクトの事務局長に就任するなどした後、産経新聞社を円満に退職し、㈱デジタルニューディール研究所を設立し、同社の開設するDNDサイトでのメルマガの発信等を中心として、フリージャーナリストとして活動していること</p> <p>被告が、平成25年12月以降、原告に対</p>

				<p>して攻撃的な姿勢を見せるようになり、平成25年12月4日、訴状記載の侮辱行為をはじめたが、原告は当初これを相手にしないようにしているが、徐々に周囲からネットで酷い書き込みがされていることを指摘されるようになったこと</p> <p>平成26年10月21日には、被告が訴状記載の名誉毀損行為を開始するに至り、原告の所属する大学や会社に事情説明を余儀なくされるなどし、対応せざるを得ない状況となったこと</p> <p>原告が、被告のブログやツイートの内容や拡散の程度について調査をすると、原告に対する侮辱、名誉毀損に加え、嘲笑、揶揄、挑発の類に至る投稿や発言は、平成25年12月から1年余りで、ツイッターが79件、そのポテンシャル・リーチ数が173万8803に及び、ブログは6回、フェイスブックは5回に及び、本件の侮辱及び名誉毀損のツイートのポテンシャル・リーチ数も19万2806に及び、その結果、原告の名前でインターネット検索すると「(出口氏は) ヤクザそのもの」といった表示がトップにランクされるようになったこと</p> <p>原告が、このようなブログ・ツイッターの拡散により、自身の社会的信用が失われる危険を感じ、生きた心地がしない日々を送らざるをえなくなったこと</p> <p>被告は、原告が“東京からEM批判者の自</p>
--	--	--	--	--

					宅へ押しかけて圧力を加えた”，“片瀬久美子 というかたの書いた記事に文句をつけ，面会 して，おそらく脅そうとしたようだ。”“(EM 批判者の) 所属大学に圧力をかけた”などと して，ブログの書き込みやツイートをしてい るが，原告は正当な取材行為を行ったに過ぎ ず，いずれも事実無根であり，被告及びその 仲間による一連の書き込み，ツイッターはむ しろ，いわばインターネット上の集団リンチ であり，言論の自由を脅かすものであること
--	--	--	--	--	--

以上